

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年 1月28日

【会社名】 株式会社テラプローブ

【英訳名】 Tera Probe, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 渡辺 雄一郎

【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目 7 番17号

【電話番号】 045(476)5711

【事務連絡者氏名】 執行役員CF0 神戸 一仁

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目 7 番17号

【電話番号】 045(476)5711

【事務連絡者氏名】 執行役員CF0 神戸 一仁

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、平成27年9月1日開催の取締役会において、ウエハレベルパッケージに関する事業を会社分割（新設分割）により新設会社に承継させたうえで、当該新設会社の全株式をアオイ電子株式会社（本社：香川県高松市 取締役社長：中山 康治）に譲渡することを決定し、同日付で、アオイ電子株式会社との間で基本契約書を締結いたしました。当該基本契約書の補完契約の締結を平成28年1月28日開催の取締役会にて、決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

（1）新設分割の目的

ウエハレベルパッケージは、スマートフォンに代表される小型・低消費電力で高密度実装が必要な電子機器に採用されており、本事業は今後もIoT機器向け等に成長が期待される事業と考えております。

アオイ電子株式会社は、パッケージに関して特長ある技術を有し、集積回路を中心とする電子部品事業を展開しております。当社は、本事業に対する顧客ニーズに対応し、将来の発展性を向上させるためには、従前からパートナーとして協業してきたアオイ電子株式会社に本事業を譲渡することが最適と考え、今回の決定に至りました。

当社は、本件取引により、テストに関連した事業に注力してまいります。また、アオイ電子株式会社と当社は、それぞれの強みを生かし、引き続きパートナーとして様々な顧客ニーズに対応してまいります。

（2）新設分割の方法

当社を分割会社とし、新たに設立する「青梅エレクトロニクス株式会社」を承継会社とする分社型の新設分割です。

当社が平成28年1月28日の取締役会で承認した新設分割計画の内容は後記のとおりです。

（3）新設分割に係る割当ての内容

新設会社は、新設分割に際して普通株式（株式数：180,000株）を発行し、新設分割により承継する権利義務に代えて、そのすべてを当社に割当交付いたします。

（4）新設分割計画の内容

新設分割計画に係る日程

新設分割計画承認取締役会決議日	平成28年1月28日
補完契約締結日	平成28年1月28日
本会社分割の日（効力発生日）（予定）	平成28年4月1日
株式譲渡実行日（予定）	平成28年4月1日

その他の新設分割計画の内容

当社が平成28年1月28日の取締役会で承認した新設分割計画の内容は後記のとおりです。

（5）新設分割に係る割当ての内容の算定根拠

当社単独での新設分割であり、新設会社の株式のみが当社に割当てられるため、第三者機関による算定は実施しておりません。割当て株式数につきましては、新設会社の資本金等の額を考慮して決定いたしました。

（6）新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	青梅エレクトロニクス株式会社
本店の所在地	東京都青梅市藤橋三丁目3番地の2
代表者の氏名	代表取締役社長 上田 泰裕
資本金	9,000万円
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	ウエハレベルパッケージに関する事業

<注> 新設分割設立会社についての記載内容は、本報告書提出日時点における予定です。

別紙1

新設分割計画書

株式会社テラプロープ（以下「当社」という。）は、次のとおり新設分割計画書（以下「本計画書」という。）を作成する。

第1条（新設分割）

当社は、本計画書に定めるところにより、当社のAdvanced CSP&BUMPビジネス事業（以下「本事業」という。）に関する第4条記載の権利義務を、新たに設立する青梅エレクトロニクス株式会社（以下「本新設会社」という。）に承継させる新設分割（以下「本分割」という。）を行う。

第2条（新設会社の定款で定める事項）

本新設会社の目的、商号、発行可能株式総数その他本新設会社の定款で定める事項は、別紙1「青梅エレクトロニクス株式会社 定款」記載のとおりとする。なお、本新設会社の本店所在地は、東京都青梅市藤橋三丁目3番地の2とする。

第3条（新設会社の設立時取締役等の氏名）

本新設会社の設立時取締役及び設立時監査役は、以下のとおりとする。

（1）設立時取締役

上田 泰裕

田尾 陽照

鈴木 敬史

（2）設立時監査役

青木 良二

第4条（新設会社に承継する権利義務）

1. 本分割により、本新設会社が当社から承継する資産、債務、契約その他の権利義務は、別紙2「承継権利義務明細表」のとおりとする。

2. 前項に基づき本新設会社が当社から承継する債務に関しては、本新設会社が免責的にこれを引き受ける。

3. 第1項に規定する資産、債務、契約その他の権利義務の承継に際して行われる登記、登録、通知その他の手続きに要する費用は、本新設会社が負担するものとする。

第5条（新設会社が分割に際して交付する株式の数）

本新設会社は、本分割に際して普通株式18万株を発行し、これを前条に規定する権利義務の対価として当社に対して交付する。

第6条（新設会社の資本金、準備金及び剰余金の額に関する事項）

本新設会社の資本金、準備金及び剰余金の額は、以下のとおりとする。

（1）資本金 金9000万円

（2）資本準備金 [会社計算規則第49条第1項に定める株主資本等変動額から上記資本金を控除した額]

（3）その他資本剰余金 金0円

第7条（新設分割計画承認）

当社は、会社法第805条に基づき、本計画書につき、当社株主総会の承認を得ないで本分割を行う。なお、会社法第805条における当社の総資産額の基準日は、2016年2月29日とする。

第8条（新設会社成立日）

本新設会社の成立日（以下「本新設会社成立日」という。）は、2016年4月1日とする。ただし、当社が必要に応じて、本新設会社成立日を変更することができる。

第9条（競業避止義務）

当社は、本事業について、競業避止義務を負わない。

第10条（分割計画の変更及び分割の中止）

当社は、本計画書作成後、本新設会社成立日までの間において、天災地変その他の事由により当社の財政状態または経営状態に重大な変更が生じた場合、その他本分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、本計画書の内容を変更し、または本分割を中止することができる。

第11条（計画書に定めのない事項）

本計画書に定める事項の他、本分割に関し必要な事項については、本計画書の趣旨に従い、当社がこれを決定する。

2016年1月28日

神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目7番17号

株式会社テラプロープ

代表取締役社長 渡辺 雄一郎

別紙1

青梅エレクトロニクス株式会社 定款

第1章 総則

（商号）

第1条 当社は青梅エレクトロニクス株式会社と称する。また、英文では、OUME ELECTRONICS CO., LTD.と表示する。

（目的）

第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。

- （1）半導体素子、集積回路等の電子部品の開発、設計、加工、製造および販売その他の処分
- （2）電気機器、電子機器、通信機器の部品および材料の研究、開発、設計、製造および販売その他の処分
- （3）前各号に関連するハードウェアおよびソフトウェアの開発、設計、製造、販売および保守
- （4）労働者派遣事業
- （5）前各号に付帯関連する一切の業務

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を東京都青梅市に置く。

（機関）

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- （1）取締役会
- （2）監査役

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合が生じたときは、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、72万株とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

(株式の割当てを受ける権利等の決定)

第8条 当社は、当社の株式(自己株式の処分による株式を含む)および新株予約権を引き受ける者の募集をする場合において、その募集事項、株主に当該株式または新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨およびその申込みの期日の決定は株主総会の決議によって定める。

第3章 株主総会

(招集)

第9条 定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から起算して3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合随時これを招集する。

2. 株主総会を招集するには、代表取締役は株主総会の日の1週間前までに株主に対して通知を発するものとする。

3. 前項の規定にかかわらず、株主総会は、株主全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者および議長)

第10条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し議長となる。

2. 代表取締役に事故がある場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い他の取締役がこれを招集し、議長となる。

(基準日)

第11条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(定時株主総会の決議)

第12条 株主総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第13条 株主は、代理人により議決権を行使することができる。

2. 前項の場合、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面をあらかじめ当社に提出しなければならない。

(株主総会の決議および報告の省略)

第14条 取締役または株主が株主総会の目的である事項について提案した場合において当該提案につき議決権を行使することができる全ての株主が、書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決

する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

2. 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において 当該通知につき株主全員が、書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 1 5 条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

第 4 章 取締役および取締役会

(員数)

第 1 6 条 当社の取締役は 6 名以内とする。

(選任決議)

第 1 7 条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 1 8 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に満了する。ただし、補欠または増員により選任された取締役の任期は他の取締役の残任期間と同一とする。

(報酬等)

第 1 9 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、報酬等という。）は、株主総会の決議によって定める。

(代表取締役)

第 2 0 条 取締役会の決議により、代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第 2 1 条 取締役会の決議により、取締役の中から、取締役社長 1 名を選定する。ただし、取締役社長は代表取締役でなければならない。

(取締役会の招集)

第 2 2 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 代表取締役に事故がある場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い他の取締役がこれを招集し、議長となる。

3. 取締役会を招集するには、代表取締役は各取締役および各監査役に対して少なくとも取締役会の日の 3 日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

4. 前項の規定にかかわらず、取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく開催することができる。

(取締役会の決議)

第 2 3 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議および報告の省略)

第 2 4 条 当社は、議決に加わることができる取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

2. 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役および監査役の全員に対して取締役会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を取締役に報告することを要しない。

(取締役会の議事録)

第25条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、取締役会が開催された場合は、出席した取締役および出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規則)

第26条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第5章 監査役

(員数)

第27条 当社の監査役は2名以内とする。

(選任決議)

第28条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に満了する。ただし、補欠のため選任された監査役の任期は前任者の残任期間とする。

(報酬等)

第30条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 計算

(事業年度)

第31条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等)

第32条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議により、会社法454条第5項の規定による中間配当を行うことができる。

3. 前2項の規定は、法令に従い、期末配当、中間配当以外の剰余金配当等の実施を妨げるものではない。

(配当財産の除斥期間)

第33条 配当財産(中間配当金を含む。)が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2. 前項の未払の配当財産には利息をつけない。

承継権利義務明細表

新設会社は、当社から、新設会社成立日において本事業に関する以下の資産、債務、その他の権利義務を承継する。

1. 資産

(1) 流動資産

承継する雇用契約にかかる従業員についての賞与引当金と同額の現預金

本事業に属する一切のたな卸資産

(2) 固定資産

本事業に属する一切の有形固定資産

本事業に属する一切の無形固定資産（ただし、本事業に係る特許及び特許を受ける権利を除く。）

2. 債務

本事業に属する一切の債務（ただし、買掛金、設備未払金、未払費用、預り金（源泉税等）を除く。）

3. その他の権利義務

(1) 雇用契約

本事業に主として従事する従業員との間の雇用契約

(2) その他の契約

本事業に属するリース契約、本事業に係る当社と日本マニファクチュアリングサービス株式会社との間の請負契約その他の本事業に関する一切の契約上の地位及びそれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務（顧客への販売取引に係る契約及び本事業に関する知的財産権のライセンスに係る契約のうち、本新設会社成立日の前日までに、当該契約上の地位及び当該契約に基づいて発生した一切の権利義務を当社からアオイ電子株式会社に移転することにつき相手方当事者の承諾が得られた契約に係る契約上の地位並びにそれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務を除く。）

以上